

## 全技連マイスター会功労章授与要綱

### (目的)

第1 この要綱は、全技連マイスター会の活動に対し、長年にわたり多大の貢献をなした全技連マイスター会の会員及び員外理事(以下「会員」という)に対し、その貢献を顕彰するため、必要な事項を定める。

### (功労章の授与)

第2 全技連マイスター会は、次条以下の定めに従い、会員に対し、全技連マイスター会功労章(以下「功労章」という)を授与する。

### (功労章の種類)

第3 功労章は、大きな貢献をした会員に授与する「銀色功労章」及び極めて大きな貢献をした会員に授与する「金色功労章」の二種類とする。

### (功労章の対象)

第4 種類毎の功労章の対象は、全技連マイスター会定款(以下「定款」という)第22条第1項に定める通常総会終結の時点で、下表のとおり活動経歴を有している会員とする。

項 目	活動経歴	備 考
銀色功労章	・全技連マイスター会理事又は監事として2期4年以上 ・全技連マイスター会副会長又は専務理事として1期2年以上	・定款第16条第2項により選任された全技連マイスター会会長、副会長、専務理事、理事又は監事(以下「役員」という)は前任者の在任期間を通算しない
金色功労章	・全技連マイスター会会長として1期2年以上 ・全技連マイスター会副会長又は専務理事として2期4年以上 ・全技連マイスター会理事又は監事として4期8年以上	・定款第16条第3項による役員は、後任者が就任するまでの期間を役員の在任期間に通算する

2 前項の規定は、定款第7条第1号の退会者並びに同条第2号の死亡者について、準用することができる。

3 第1項の全技連マイスター会理事又は監事に適用される規定は、全技連マイスター会各都道府県支部会長(以下「支部会長」という)について、準用すること

ができる。ただし、この規定を準用して支部会長に対し功労章を授与しようとするときは、全技連マイスター会会長は、当該支部を構成するブロックの地域から選任された全技連マイスター会副会長及び当該支部の地域から選任された全技連マイスター会理事の意見を聴かなければならない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。